## 第八回(仮称)綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会 出席者名簿

番号	所属・役職	氏名 (敬称略)	備考
1	日本大学 理工学部 土木工学科 特任教授	岸井 隆幸	会長
2	綾瀬市長	古塩 政由	副会長
3	藤沢市長	鈴木 恒夫	副会長
4	綾瀬市商工会 会長	笠間 茂治	
5	藤沢商工会議所 会頭	増田隆之	
6	綾瀬市自治会長連絡協議会 会長	鈴木 定公	
7	国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課長	吉田 幸男	
8	国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所長	鈴木 祥弘	
9	神奈川県警察本部 交通部 交通規制課長	川瀬 優介	
10	中日本高速道路株式会社 東京支社 総務企画部 企画調整課 課長	伊原 泰之	
11	中日本高速道路株式会社 東京支社 建設事業部 企画統括課 課長	藤原 由康	
12	中日本高速道路株式会社 東京支社 厚木工事事務所 所長	原田 雅也	
13	神奈川県 県土整備局 道路部長	大島・伸生	副会長
14	神奈川県 県土整備局 道路部 国道調整担当部長	山田 直也	
15	神奈川県 厚木土木事務所 東部センター所長	笠間 順	

(仮称) 綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会規約の改正について

(仮称) 綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会規約(令和元年 11 月 22 日施行)の一部を次のように改正する。

第七回(仮称)綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会において、スマートインターチェンジの名称が、「綾瀬スマートインターチェンジ」に決定したため、本地区協議会の名称を「綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会」に改める。

## (仮称) 綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会規約新旧対照表

P. 1

#### 現行

(仮称) 綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会規約

(名称)

第1条 本会は、(仮称)綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会(以下「地区協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 地区協議会は、(仮称) 綾瀬スマートインターチェンジの設置に向け、必要な検討・調整を行うとともに、当該インターチェンジ供用後も継続して、その管理・運営形態等について定期的にフォローアップすることを目的とする。

#### (所掌事項)

- 第3条 地区協議会は、主に次の事項について検討・調整する。
- (1) 当該インターチェンジと周辺の十地利用や産業政策、交通動態等との整合性
- (2) 当該インターチェンジの社会便益
- (3) 当該インターチェンジ及び周辺道路の安全性
- (4) 当該インターチェンジの採算性
- (5) 当該インターチェンジの構造及び整備方法
- (6) 当該インターチェンジの管理・運営方法
- (7) 当該インターチェンジの利用促進方策
- (8) その他、当該インターチェンジの設置・管理・運営に関して必要な事項

#### (構成)

第4条 地区協議会は、別表第1に掲げる者により構成する。

#### (会長等)

- 第5条 地区協議会には、会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、岸井日本大学理工学部十木工学科特任教授をもって充てる。
- 3 副会長は、綾瀬市長、藤沢市長及び神奈川県県土整備局道路部長をもって充てる。
- 4 会長は、地区協議会を代表し会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

- 第6条 地区協議会の会議は、会長が召集する。
- 2 会長が必要と認める場合は、別表第1に記載する以外の者の出席及び意見を求めることができる。
- 3 会長は、必要に応じて書面による会議を開催することができる。

#### (幹事会)

第7条 地区協議会に第3条の所掌事項に関する専門的、実務的な検討・調整を行うため、 幹事会を置く。

## 改正案

(仮称) 綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会規約

(名称)

第1条 本会は、<u>(仮称)</u>綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会(以下「地区協議 会」という。)と称する。

(目的)

第2条 地区協議会は、<u>(仮称)</u>綾瀬スマートインターチェンジの設置に向け、必要な検討・調整を行うとともに、当該インターチェンジ供用後も継続して、その管理・運営形態等について定期的にフォローアップすることを目的とする。

#### (所掌事項)

- 第3条 地区協議会は、主に次の事項について検討・調整する。
- (1) 当該インターチェンジと周辺の土地利用や産業政策、交通動態等との整合性
- (2) 当該インターチェンジの社会便益
- (3) 当該インターチェンジ及び周辺道路の安全性
- (4) 当該インターチェンジの採算性
- (5) 当該インターチェンジの構造及び整備方法
- (6) 当該インターチェンジの管理・運営方法
- (7) 当該インターチェンジの利用促進方策
- (8) その他、当該インターチェンジの設置・管理・運営に関して必要な事項

#### (構成)

第4条 地区協議会は、別表第1に掲げる者により構成する。

#### (会長等)

- 第5条 地区協議会には、会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、岸井日本大学理工学部十木工学科特任教授をもって充てる。
- 3 副会長は、綾瀬市長、藤沢市長及び神奈川県県土整備局道路部長をもって充てる。
- 4 会長は、地区協議会を代表し会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

- 第6条 地区協議会の会議は、会長が召集する。
- 2 会長が必要と認める場合は、別表第1に記載する以外の者の出席及び意見を求めることができる。
- 3 会長は、必要に応じて書面による会議を開催することができる。

#### (幹事会)

第7条 地区協議会に第3条の所掌事項に関する専門的、実務的な検討・調整を行うため、 幹事会を置く。

## (仮称) 綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会規約新旧対照表

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者により構成する。
- 3 幹事会の座長は、神奈川県県土整備局道路部道路整備課長をもって充てる。
- 4 副座長は、綾瀬市土木部インター推進室長及び藤沢市道路河川部道路河川総務課長を もって充て、座長を補佐する。
- 5 幹事会の会議は、座長が召集し、その議長となる。
- 6 座長が必要と認める場合は、別表第2に記載する以外の者の出席及び意見を求めることができる。

#### (会議等の公開)

- 第8条 地区協議会の会議及び会議録等は原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当 する場合であって、当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。
- (1) 神奈川県情報公開条例第5条各号に該当する事項について協議等を行う場合。
- (2) 公開することにより、会の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合。
- 2 会議の傍聴の手続など、傍聴に関する必要な事項は別に定める。
- 3 前2項の規定は、幹事会に準用する。

#### (事務局)

第9条 地区協議会及び幹事会の事務局は、神奈川県県土整備局道路部道路整備課に置く。

#### (その他)

第 10 条 この規約に定めない事項または疑義が生じた事項については、必要に応じて、別途、地区協議会で協議のうえ処理するものとする。

#### 附 則

この規約は、平成23年1月17日から施行する。

#### 附 目

この規約は、平成27年11月25日から施行する。

#### KH B

この規約は、平成30年2月26日から施行する。

#### 附則

この規約は、令和元年11月22日から施行する。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者により構成する。
- 3 幹事会の座長は、神奈川県県土整備局道路部道路整備課長をもって充てる。
- 4 副座長は、綾瀬市土木部インター推進室長及び藤沢市道路河川部道路河川総務課長をもって充て、座長を補佐する。
- 5 幹事会の会議は、座長が召集し、その議長となる。
- 6 座長が必要と認める場合は、別表第2に記載する以外の者の出席及び意見を求めることができる。

#### (会議等の公開)

- 第8条 地区協議会の会議及び会議録等は原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。
- (1) 神奈川県情報公開条例第5条各号に該当する事項について協議等を行う場合。
- (2) 公開することにより、会の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合。
- 2 会議の傍聴の手続など、傍聴に関する必要な事項は別に定める。
- 3 前2項の規定は、幹事会に準用する。

#### (事務局)

第9条 地区協議会及び幹事会の事務局は、神奈川県県土整備局道路部道路整備課に置く。

#### (その他)

第10条 この規約に定めない事項または疑義が生じた事項については、必要に応じて、別途、地区協議会で協議のうえ処理するものとする。

#### 附則

この規約は、平成23年1月17日から施行する。

#### 附

この規約は、平成27年11月25日から施行する。

#### 附 則

この規約は、平成30年2月26日から施行する。

#### KH E

この規約は、令和元年11月22日から施行する。

#### 附則

この規約は、令和3年2月○日から施行する。

P. 2

## (仮称) 綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会規約新旧対照表

改正案

#### 別表第1 (第4条関係)

#### 所属・役職等

日本大学理工学部十木工学科特任教授 岸井 隆幸

綾瀬市長

藤沢市長

綾瀬市商工会 会長

藤沢商工会議所 会頭

綾瀬市自治会長連絡協議会 会長

国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課長

国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所長

神奈川県警察本部 交诵部 交诵規制課長

中日本高速道路株式会社 東京支社 総務企画部 企画調整課 課長

中日本高速道路株式会社 東京支社 建設事業部 企画統括課 課長

中日本高速道路株式会社 東京支社 厚木工事事務所 所長

神奈川県 県土整備局 道路部長

神奈川県 県土整備局 道路部 国道調整担当部長

神奈川県 厚木土木事務所 東部センター所長

## 別表第2(第7条関係)

#### 所属・役職等

綾瀬市 土木部 インター推進室長

藤沢市 道路河川部 道路河川総務課長

国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課 課長補佐

国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所 計画課長

神奈川県警察本部 交通部 交通規制課 課長補佐

神奈川県警察本部 高速道路交通警察隊 中隊長

神奈川県大和警察署 交通第一課長

中日本高速道路株式会社 東京支社 総務企画部 企画調整課 課長代理

中日本高速道路株式会社 東京支社 建設事業部 企画統括課 課長代理

中日本高速道路株式会社 東京支社 厚木工事事務所 工務課長

中日本高速道路株式会社 東京支社 厚木工事事務所 東名工事区 工事長

神奈川県 県土整備局 道路部 道路企画課長

神奈川県 県十整備局 道路部 道路整備課長

神奈川県 厚木十木事務所 東部センター 道路維持課長

神奈川県 厚木十木事務所 東部センター 道路都市課長

#### 別表第1 (第4条関係)

#### 所属 • 役職等

日本大学理工学部十木工学科特任教授 岸井 隆幸

綾瀬市長

藤沢市長

綾瀬市商工会 会長

藤沢商丁会議所 会頭

綾瀬市自治会長連絡協議会 会長

国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課長

国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所長

神奈川県警察本部 交通部 交通規制課長

中日本高速道路株式会社 東京支社 総務企画部 企画調整課 課長

中日本高速道路株式会社 東京支社 建設事業部 企画統括課 課長

中日本高速道路株式会社 東京支社 厚木工事事務所 所長

神奈川県 県土整備局 道路部長

神奈川県 県土整備局 道路部 国道調整担当部長

神奈川県 厚木土木事務所 東部センター所長

#### 別表第2(第7条関係)

#### 所属・役職等

綾瀬市 土木部 インター推進室長

藤沢市 道路河川部 道路河川総務課長

国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課 課長補佐

国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所 計画課長

神奈川県警察本部 交通部 交通規制課 課長補佐

神奈川県警察本部 高速道路交通警察隊 中隊長

神奈川県大和警察署 交通第一課長

中日本高速道路株式会社 東京支社 総務企画部 企画調整課 課長代理

中日本高速道路株式会社 東京支社 建設事業部 企画統括課 課長代理

中日本高速道路株式会社 東京支社 厚木工事事務所 工務課長

中日本高速道路株式会社 東京支社 厚木工事事務所 東名工事区 工事長

神奈川県 県土整備局 道路部 道路企画課長

神奈川県 県土整備局 道路部 道路整備課長

神奈川県 厚木十木事務所 東部センター 道路維持課長

神奈川県 厚木十木事務所 東部センター 道路都市課長

P. 3

# 第八回(仮称)綾瀬スマートIC地区協議会



令和3年2月

## (1)これまでの経緯

# 主な経緯(第八回地区協議会前)

平成25年6月11日 連結許可

平成27年9月 用地交渉に着手

平成28年12月 本体工事契約

平成29年9月 用地契約完了

令和元年11月22日 第六回地区協議会

(新たな開通目標は「令和3年夏頃」)

令和2年5月25日 第七回地区協議会

(スマートIC名称について書面開催)

令和2年7月13日 標識適正化委員会等を経て

綾瀬スマートICに決定

# (2)工事の進捗状況



# (3)開通日について

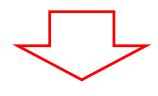


項目	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和3 年度	
環境影響													
予測評価													
連結許可				_									
地元説明				_						理由 施設工事と道路本体工事で 並行出来る作業の洗い出し			
測量 設計									<b>─</b> なと	この工程料 ま、工程を	情査を行っ		$\frac{1}{1}$
										(3ヵ月)			
田地取得													
用地取得													
工事等													
上 <del>尹</del> 守													

## (3)開通日について

# 〇供用予定時期

【これまで】令和3年夏頃



施設工事と道路本体工事で並 行出来る作業の洗い出しなど の工程精査を行った結果

〇開通日

【今回変更】令和3年3月31日12時

## (4)フォローアップ(基礎調査)について

# 〇 スマートIC整備事業制度実施要綱

## 要綱一部抜粋

#### 第5 事業の手続き

1. スマートICの広域的検討

個々のスマートICの設置検討に際して必要となる基礎的な情報・データを 分析・整理・共有するため、国(地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務 局。以下「地方整備局等」という。)、都道府県及び会社が連携し、スマート ICの整備と土地利用、産業政策、交通動態、他の地域計画との関係について、 広域的な検討を行うものとする。

#### 2. 地区協議会の設置

- (1)スマートICの設置に当たっては、設置を予定しているIC毎に、連結 道路管理者、地方整備局等、関係する地方公共団体、会社、その他の関係 機関、学識経験者等により構成される地区協議会を設置する。
- (2) 地区協議会で検討・調整する主な事項は以下のとおりである。
  - ①スマートICの社会便益(スマートICの費用と比較し、十分な社会 便益を確認すること)
  - ②スマート I C及び周辺道路の安全性
  - ③スマート I Cの設置に伴う高速道路の利用交通量の変化
  - ④スマートICの構造及び整備方法
  - ⑤スマートICの管理・運営方法
  - ⑥スマートICの利用促進方策
  - ⑦広域的検討結果の反映
  - ⑧その他スマートICを設置・管理・運営する上で必要な事項
- (3) 地区協議会に参加した機関等は、スマートICの安全かつ円滑な設置及び管理・運営に協力しなければならない。
- (4)連結道路管理者は、(2)の検討・調整に際し、地域住民に対する広報や意見聴取を行うこと等により、検討段階における透明性、客観性等の向上を図るものとする。
- (5) 地区協議会は、スマートICの供用後も継続して、その社会便益・安全 性・利用交通量・管理・運営形態・利用促進方策等について、定期的にフ オローアップし、必要に応じ見直すものとする。フォローアップは、供用 後1年経過後速やかに1回実施し、以後必要に応じて実施するものとす る。なお、従来の制度によるスマートICについても同様とする。
- (6) 地方整備局等は、地区協議会における検討・調整の円滑な実施に努める ものとする。

第5 事業の手続き

2-(5)

地区協議会は、スマートICの供用後も継続して、その社会便益・安全性・利用交通量・管理・運用形態・利用促進方策等について、定期的にフォローアップし、必要に応じ見直すものとする。フォローアップは、供用後1年経過後速やかに1回実施し、以後必要に応じて実施するものとする。



## (4)フォローアップ(基礎調査)について

- 綾瀬スマートICの<u>計画交通量は9,800台/日</u>を見込んでおり、開通後、これに対する実際の交通量で整備効果を計測
- 綾瀬スマート I Cの完成により期待できる整備効果
  - 広域アクセス性の向上
  - 既存IC周辺の交通の負荷軽減
  - 救命救急センターへの速達性の強化
  - 企業活動の活性化
  - 大規模災害時の防災力の強化

※実施計画書より

## (その他報告事項)精算額の報告

〇 事業費(精算額)

事業費:約154億円(税込み)

·中日本高速道路㈱:約85億円 ·神奈川県:約37億円 ·綾瀬市:約32億円